

町田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)3月9日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

町田市消防団に関する条例（昭和42年12月町田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。<u>ただし、招集を受けない場合であっても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに</u>出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 団員に支給する報酬は、<u>年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p>2 <u>年額報酬の額は、別表第1の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。</u></p> <p>3 <u>出動報酬は、団員が災害、警戒、訓練その他市長が必要と認める職務（以下「災害等」という。）のため出動したときに支給するものとし、その額は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が<u>災害等のため出動したときは、1回の出動につき1,000円の費用を弁償する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(報酬等の支給方法)</p> <p>第14条 <u>年額報酬は、その額を二分し、9月及び翌年3月に支給する。</u></p> <p>2 <u>年額報酬の計算期間は、4月から翌年3月までとし、在職1年に満たない者については月割によるものとする。</u></p> | <p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。<u>また、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに</u>出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 団員には、<u>別表に定める報酬を支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が<u>水火災等の職務に従事する場合には、1回の出動につき3,200円の費用を弁償する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(報酬等の支給方法)</p> <p>第14条 <u>報酬は、年額を二分し、9月及び翌年3月に支給する。</u></p> <p>2 <u>報酬の計算期間は、4月から翌年3月までとし、在職1年に満たない者については月割によるものとする。</u></p> |

3 報酬及び前条に規定する費用弁償は、団員に直接支給するものとし、支給の時期その他支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第12条関係）

| 職名 | 報酬額 |
|--------|--------------------|
| 団長 | 年額 <u>347,000円</u> |
| 副団長 | 年額 <u>228,000円</u> |
| 分団長 | 年額 <u>176,000円</u> |
| 副分団長 | 年額 <u>134,000円</u> |
| 部長 | 年額 <u>112,000円</u> |
| 副部長・班長 | 年額 <u>102,000円</u> |
| 団員 | 年額 <u>98,000円</u> |

別表第2（第12条関係）

| 区分 | 報酬額 |
|--------------------------------------|---|
| <u>災害のため出動したとき。</u> | <u>1日につき7,000円</u> <u>（職務に従事した時間が4時間以下の場合にあっては、4,000円）</u> |
| <u>警戒、訓練その他市長が必要と認める職務のため出動したとき。</u> | <u>1回につき2,500円</u> |

3 前条に規定する費用弁償の支給方法は、市長が別に定める。

別表（第12条関係）

| 職名 | 報酬額 |
|--------|--------------------|
| 団長 | 年額 <u>365,000円</u> |
| 副団長 | 年額 <u>228,000円</u> |
| 分団長 | 年額 <u>185,000円</u> |
| 副分団長 | 年額 <u>140,600円</u> |
| 部長 | 年額 <u>117,800円</u> |
| 副部長・班長 | 年額 <u>107,000円</u> |
| 団員 | 年額 <u>103,000円</u> |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。